

新西和医療センター整備にかかる環境影響評価資料作成業務に関する質問への回答

質問	回答
<p>1 「入札公告」 第2 競争入札に参加する者に必要な資格 「3」について</p> <p>「環境影響評価資料作成にかかる調査、予測評価等」の業務」の定義につきまして、環境影響評価法や条例に定める手続きの実績が必須となるでしょうか。</p> <p>それとも、手続き対象外でも、影響予測を行い、テクリスに環境影響評価の記載されている業務であれば、要件を満たすことになりませんか。</p> <p>また、「国、都道府県、市町村が発注したもの」とございますが、組合（衛生組合や環境施設組合など）も発注元としてお認め頂けますでしょうか。</p>	<p>入札公告第2の3に掲げる業務実績等については、環境影響評価法や条例に基づく事業での業務実績に限らず、環境影響評価資料作成等にかかる調査や予測評価等を行ったことの実績が、入札説明書の5の(1)のイにより証明できるのであれば可とします。</p> <p>奈良県内における元請実績には、衛生組合や環境施設組合などの一部事務組合からの元請実績も可とします。</p>